

# 2014年通常国会・国政報告 ①

第186国会での活動をご報告します。

三宅伸吾 自由民主党 参議院議員

- (I) 足かせを外す:規制緩和
  - (一) 人手不足の解消ーー悲鳴に応える
  - (二) おもてなし文化の拡充--時代錯誤の規制
- (Ⅱ) 稼ぐ力を取り戻す:法人税制
  - (一) 「取らぬ狸の皮算用」に非ず
  - (二) 戦略を練る--税収シミュレーション
  - (三) 財政再建のための改革
    - ① 予算委員会:総税収の最大化
    - ② 財政金融委員会:税収パラドックス
  - (四) 同志の糾合ーー「次世代の税制を考える研究会」旗上げ
  - (五) 反対者の説得
  - (六) 「働きかけ」とその成果
- (Ⅲ) 独立を守る:集団的自衛権
  - (一) 還暦を迎えた自衛隊
  - (二) 与党協議会・座長試案
  - (三) ダチョウに非ず
- (IV) 東奔西走
  - (一) 不平等を是正するーーネット時代の消費課税
  - (二) 長いものに巻かれない--司法改革
  - (三) お金を回すーーグループ内金融の円滑化
    - ① 貸金業規制の改正実現
    - ② 金融商品取引法の改善
- (四) 議員連盟での活動など

## (I) 足かせを外す:規制緩和

## (一) 人手不足の解消ーー悲鳴に応える

今年 5 月の連休明けのこと。顔色を変えて、大手造船会社の代表者が国会内の議員会館に飛び込んできました。

「このままでは外国人の実習生が建設業に吸い取られてしまう。アベノミクスによる円 安で、日本の造船業が復権する大きなチャンスが出てきたというのに、人手不足で絶好の 機会を活かせなくなります。何とかなりませんか」



政府は今年4月、外国人の技能実習生の受け入れを建設分野に限り、来年度から拡大させることを決めました。実習生はこれまで3年間だけ日本に滞在できましたが、政府の新方針により建設分野は最大6年間、日本で実習することができるようになります。この対策は東北の復興加速と2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた建設工事の一時的な増大に対応する臨時措置です。

この措置が造船業界にとって大打撃になるというのです。外国人実習生のなかには3年間の日本滞在で500万円前後を貯蓄する人も。臨時措置は2015年から2020年までで、「建設分野なら、6年間で1000万円。3年間の造船は500万円どまり」ということになれば、日本で技能を磨こうとする外国人は造船より、稼げる建設分野を選ぶようになります。人手不足の造船にさらに人が集まらなくなる可能性が出てきたとのことでした。

5月30日早朝、自民党本部。塩崎恭久衆議院議員が主催する会合が急きょ開かれ、造船関係の業界団体や愛媛、香川、長崎などに事業所を抱える大手造船会社などから、要望を正式にヒアリングしました<sup>ii</sup>。

長崎県西海市に本社を構える造船所のトップは訴えました。

「安倍政権によって円高を是正していただき、ベトナム進出計画を中止し、国内に集中した拡大投資に舵を切れるようになりました。規模を拡大して国際競争力を高めるには、緊急に必要な労働力を確保しなければなりません。日本人の雇用に努力しますが、少子高齢化の中で外国人材の活用も欠かせません。造船と建設は溶接や塗装分野で同じような技能工が必要で、建設に限って外国人材の活用措置が実施されれば、造船業に深刻な影響が懸念されます」。

かつて造船王国といわれた日本。1984年の日本建造船の世界シェアは約50%でした。しかし、韓国や中国勢が力をつけ、2012年は約18%。造船業界は2008年秋のリーマン・ショック不況からようやく抜け出し、市場拡大期にあります。安倍政権の金融緩和などによる円安を受け、低迷してきた我が国の造船業界に追い風が吹き始めたのですが、人手不足で商機を失いかけていました(写真はイメージ、今治造船のHPよりii)。

これに追い打ちをかけたのが建設に限定する入管規制の緩和策。造船業界の切実な要望

はすぐに腑に落ちましたが、実はひっかかる点がありました。外国人技能実習制度の本来の狙いは技能・技術・知識の移転による国際貢献で、国内の人手不足対策ではありません。また、外国からの人材受け入れについて、国内には治安上の問題などから反対する声があります。実習生への不当な低賃金、賃金未払いなどの不正事例がゼロではなく、人権軽視との批判も耳にしますiv。

関連資料を読み進めるなかで、私の目にとまったのが技能実習生の失踪率。建設業界を含む全体の失踪率は2%前後ですが、大手造船は0.1%~0.2%v。造船分野での技能実習をきちんとやり遂げた経験者の在留期間を延長しても問題ないと最終判断しました。

6月12日早朝、自民党本部で関連する会合が再度、開かれましたvi。同じ時間帯の別の会議を途中で抜け出し、党本部へ走り、造船分野での外国人材の受け入れ拡大を訴えました。

6月24日、政府が閣議決定した「日本再興戦略」改訂版。そのなかで、造船分野についても「即戦力となり得る外国人材の活用促進を図るための新制度を導入する」と明記されましたvii。2か月で政策が動きました。地元経済の一助になることができ、とても嬉しく思っております。

景気回復で、人手不足は居酒屋、牛丼チェーンなど飲食店にとどまらず、介護の分野でも深刻な課題となっています。介護も外国人技能実習制度の対象業種に加えるよう求める声がありました。4月下旬、介護の指定追加を要望する業界団体のトップとともに総理官邸に菅義偉官房長官を訪ねましたviii。

#### (二) おもてなし文化の拡充--時代錯誤の規制

昨年秋、2020年のオリンピック・パラリンピックを東京で開催することが決まり、国をあげて大喜びしました。日本の存在感がこのところ薄れていましたが、世界が今一度、日本に期待し、注目してくれます。昨年、日本を訪れた外国人が初めて1000万人を上回り、政府の次の目標は2020年2000万人です。そんな上げ潮ムードの今年初め、都内のホテル関係者からこんな声を耳にしました。



「国策として外国人観光客をどんどん増やそうといっているのに、ホテル内のバーでも、夜 12 時を過ぎるとピアノ演奏ができないというのは何とも不思議ですね」。

確かに、帝国ホテルなどのバーでも深夜になると ピアノの音色が消えます。どうしてでしょうか。

風営法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)は、飲食店に対し「深夜において客に遊興させないこと」と規定しますix。そして通達が「生バンドの演奏等を客に聴かせる行為」を客への遊興の提供だとしておりx、結果、12時以降のピア

ノ生演奏が禁止されているからです。ピアノのソロ演奏は「バンドではない」という主張 もできそうですが、警察庁によると「生バンドの演奏等」の「等」に含まれるのだそうで す。

この規制は正常な風俗環境を担保し、不純異性交遊や騒がしい行為などを未然に防ぐことが目的だとか。一瞬、「なるほどな」と思いますが、もう少し考えてみましょう。

高級ホテルのバーでのピアノの深夜生演奏に、風俗環境などを悪化させる可能性が本当にあるでしょうか。世界の要人が泊まるホテルで、その宿泊者が眉をひそめたり、不快に思う騒音を出したりするような、ピアノ演奏を深夜にさせるホテル経営者はまずいないでしょう。

規制は弊害を防止するために必要最小限でなければなりません。一定の条件を備えたバーなどは規制から除外するか、より制限的でない措置で足りると私は考えます。

一般に、規制を緩和するには次のようなやり方があります。①法令改正による全国規模の緩和、②特区制度による地域単位の見直し、そして、あまり好ましくないことですが、③「なし崩し」の3つです。これらに加え、今年に入って、規制緩和に向けた新たな制度がスタートしました。規制の適正化に向け、とても有効なツールなので紹介します。

企業ごとに規制緩和を認める「企業実証特例制度」ですxi。事業者がビジネスの障害となる規制に関して、特例措置を自主的に提案し、規制の一律適用の免除を求めるものです。 特例措置というのは安全の確保といった規制の目的を達成するような、自主対応策のことです。

企業実証特例制度によって既に認められた例を紹介します。宅配事業者などに対する道路交通法施行規則の規制緩和です。狭い坂道などが多い地域での宅配には、リヤカー付きの自転車に荷物を積んで電動モーターで推進力を助けてもらうと便利です。ただ従来、電動の推進力に厳しい上限規制がかかっていました。特例制度により、推進力がより強いリヤカー付電動アシスト自転車が認められ、高齢者や女性でも楽に配達できるようになりましたxii。(写真はイメージ:ヤマハ発動機販売の HP よりxiii)



バーのピアノ演奏に話を戻します。あるバーでは深夜になると、部屋の隅に少し変わったウェイターがずっと立っています。注文を取ることもなく、グラスも手にしません。他の店員に聞くと、「中央官庁などの警備を担当している会社の方です」。 どうも、風紀委員のような役割をしているようです。

こんなバーなら、深夜のピアノ演奏を認め

ても何の弊害もないと判断、あるホテル経営者に企業実証特例制度の活用を提案しました。 本来はきちんと法令改正をして、様々な分野で規制緩和をするべきです。しかし、改正 には時間がかかります。また、緩和の法令改正がなされても、一部の事業者にとってはま だまだ過剰規制となりがちです。多くの事業者が企業実証特例制度を積極的に活用すれば、 商売繁盛、経済活性化により、税収増につながります。深夜ピアノ演奏の解禁は外国人観 光客などへの、おもてなし拡充にもなります。

なお、風営法を巡ってはダンス規制の緩和の動きがあります。その一環で飲食店において深夜のピアノ生演奏を禁じている現行の「遊興」に関する規制そのものが見直される可能性が出ていますxiv。「おもてなし文化・ビジネス」の拡大に向け、この問題は引き続き、しっかりフォローしていきます。

i 具体的には建設分野の外国人技能実習修了者に「特定活動」の在留資格を付与し、①技能実習に引き続き最大2年間の在留を認める、②帰国後の再入国により最大2年間ないし3年間の在留を認める。

# http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/goudou/dai2/siryou6.pdf

- 塩崎氏が主査を務めた日本経済再生本部・労働力強化・生産性向上グループ合同会議。 日本造船工業会、日本中小型造船工業会、日本造船協力事業者団体連合会も造船業での技能実習制度の拡充を求める要望書を提出。
- iii <a href="http://www.imazo.co.jp/html/comp/comp">http://www.imazo.co.jp/html/comp/comp</a> home.html
- iv 法務大臣の私的懇談会「出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会」報告書など http://www.moj.go.jp/content/000123755.pdf
- v 技能実習生は入国1年目に当たる「技能実習1号」終了時に、移行対象職種・作業について技能検定基礎2級に合格し、地方入国管理局で在留資格変更の許可を受けると、「技能 実習2号」に移行することができる。滞在期間は1号と2号を合わせ現在は最長3年。
- 公益財団法人 国際研修協力機構(JITCO)によると、2号の全体での失踪率は2012年1.51% (101256人中、失踪者1532人)。法務省によると1号、2号の合計で2013年失踪率は2%。 (失踪者/受入れ数 3567人/157831人)

今治造船グループでは技能実習生1号、2号合計で失踪率は0.1%(これまでの受け入れ者数3713人中、失踪者4人)という。

- vi 自民党の日本経済再生本部・労働力強化・生産性向上グループと政務調査会・国土交通 部会との合同会議
- vii 2014年6月24日閣議決定された 「日本再興戦略」改訂 2014 -未来への挑戦-」において、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた緊急かつ時限的措置として、処遇改善や現場の効率化等により国内での人材確保に最大限努めることを基本としつつ、建設分野において、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図るための新制度を導入する。また、造船分野についても、同様の措置を講ずる」(24頁)、「建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業については、上記建設分野における措置により重大な影響が及ぶことに鑑み、また、当該産業分野が高い国内生産率を維持して我が国の輸出を支えるとともに地域経済に大きく貢献していることを踏まえ、アベノミクスの効果により急速に回復してきた生産機会を逃さないよう、建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講ずることとし、所要の準備を行う」(41頁)と明記された。

# http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf

viii 前掲「日本再興戦略」改訂は「現在は技能実習制度の対象とされていないものの、国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、随時対象職種に追加していく。その際、介護分野については、既存の経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入れ、及び、検討が進められ

ている介護福祉士資格を取得した留学生に就労を認めることとの関係について整理し、また、日本語要件等の質の担保等のサービス業特有の観点を踏まえつつ、年内を目途に検討し、結論を得る。また、全国一律での対応を要する職種のほか、地域毎の産業特性を踏まえた職種の追加も検討する」(49頁)と明記した。

ix 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 [昭和二十三年七月十日号外法律第百二十二号]

(深夜における飲食店営業の規制等)

# 第三十二条

- 一 (略)
- 二 深夜において客に遊興をさせないこと。
- x 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について (通達)

第23 深夜における飲食店営業の規制等について(法第32条関係)

http://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/hoan/hoan20130827-1.pdf

xi

http://www.meti.go.jp/policy/jigyou saisei/kyousouryoku kyouka/shinjigyo-kaitakuseido suishin/download/riyo-tebiki.pdf

 $\frac{\text{xii}}{\text{http://www.meti.go.jp/press/2013/02/20140226003/20140226003.html}}\\ \frac{\text{http://www.meti.go.jp/press/2013/02/20140226003/20140226003.html}}{\text{http://www.mlit.go.jp/common/001028775.pdf}}$ 

道路交通法施行規則は電動アシスト自転車について、アシストカ(人がペダルを踏む力に対して駆動補助機が補助する力の比率)の上限を2倍と定める。このほど安全性の確保などを条件に、現行規制よりも大きいアシストカ(3倍)を有するリヤカー付電動アシスト自転車を物流用途に限定して活用できるようにする法令上の特例措置が認められた。

xiii http://www.ymsj.jp/business/lease/voice p.html

xiv 飲食を伴いダンスをさせる営業は風俗営業(風営法第2条第1項3号)として規制されており、法令上は午前零時以降の営業を禁止。ただ、平成26年6月24日閣議決定の規制改革実施計画で、「風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。(平成26年度検討・結論、結論を得次第措置)」とされた。

http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/140624/item1-1.pdf

警察庁は2014年7月15日、「風俗行政研究会(有識者会議)」を立ち上げ、上記の検討をする際、「遊興」(第32条)に関する規制緩和もあわせて検討する予定。